

(海賊行為を行った疑いのある者であつて欧州連合海上部隊(EUNAVFOR)によつて抑留されている者および欧州連合海上部隊の占有する押取物のケニアへの移送ならびに移送後の取扱いに係る条件および手順に関する欧州連合とケニアとの間の交換書簡)

署名 二〇〇九年三月六日(ナイロビ)
効力発生 二〇〇九年三月六日
終了

2 (一般原則)

(a) ケニアは、欧州連合海上部隊(EUNAVFOR)の要請に基づき、海賊に関して欧州連合海上部隊によつて抑留されている者および関連押取物の欧州連合海上部隊からの移送を受け入れ、当該人および物を捜査および訴追のために権限ある当局に送致する。

(b) 欧州連合海上部隊は、この交換書簡に基づいて行動するときには、権限あるケニアの法執行当局に対してのみ人および物の移送を行う。

(c) 締約国は、この交換書簡に基づいて移送される者を、移送の前後を通じて、人道的に、かつ、拷問および残酷な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止ならびに恣意的な抑留の禁止を含む国際人権法上の義務ならびに公平な裁判を行う必要に従つて、取り扱うことを確認する。

4 (死刑) 移送される者は、死刑を科されない。ケニアは、適用のある法に従つて、全ての死刑判決が懲役刑に減刑されることを確保するため、必要な措置を講ずる。

7 (被移送者他の権利との関係) この交換書簡は、移送される者が適用のある国内法または国際法上有する権利から逸脱することを意図するものではなく、またそのように解釈してはなら

